

復興交付金事業計画（第1期）の提出について

長野県
栄村

栄村において震災からの早期の復興を図るため、現在策定中の「栄村震災復興計画」に位置付けられる事業のうち、早期に着手する必要がある事業について、東日本大震災復興特別区域法第77条に基づく「復興交付金事業計画」を3月末に提出する。

○ 提出予定事業

村基本方針	提出者	事業内容	総事業費 (H24～27)	
				H24 交付金計画
暮らしの拠点・集 落の復興・再生	村	災害公営住宅整備事業等 被災者向け公営住宅整備（34戸） 定住促進住宅整備（8戸）等	約10億円	約8.5億円
農業を軸に資源 を活かした産業 振興	県	被災地域農業復興総合支援事業 農業用施設整備 等	約11億円	約0.6億円
		農山漁村地域復興基盤総合整備事業 農業用排水路の整備 等		
災害に強い道路 ネットワークの 構築	村 県	道路事業 (村道) 天代坪野線 (県道) 箕作飯山線 (県道) 長瀬横倉(停)線	約24億円	約2.2億円
計			約45億円	約11.3億円

※金額は調整中であり、今後変わる場合がある

○ 事業計画提出後の手続き

4月末頃 復興交付金交付可能額の決定
交付決定前事前着手申請



5月上旬 交付可能額に基づく計画修正
各省庁へ交付申請

○ 今後の事業計画提出時期

栄村震災復興計画策定の進捗状況により、復興交付金事業計画の変更（追加等）を行う

（参考：復興交付金イメージ）

【基幹事業】 5省40事業

【効果促進事業】

上限：基幹事業の35%

復興交付金 75%	復興特別 交付税 25%
-----------	--------------------

復興交付金 80%	復興特交 20%
--------------	-------------

※基本国庫補助率が1/2の場合